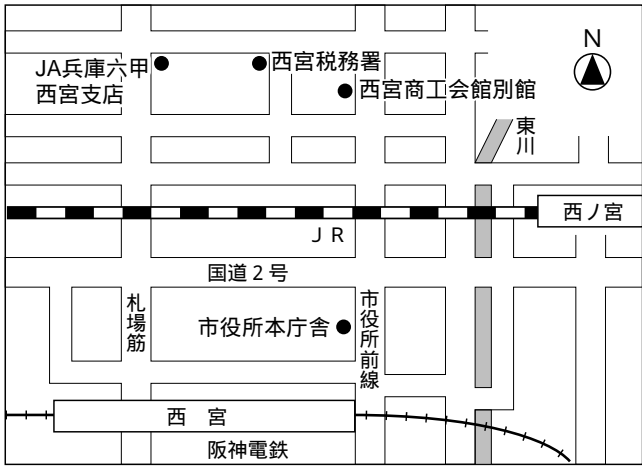


市役所・税務署の周辺図



所得税では、納税者が1年間の所得金額と税額を正

平成14年分所得税・市県民税

申告と納税はお早めに

受付は3月17日まで

問合せ先・申告書の郵送あて先

【所得税】
西宮税務署個人課税部門
〒662 0855 江上町3 35
西宮税務署
☎0798・34・3930
税務相談室西宮分室
☎0798・23・0089
ホームページアドレス
http://www.taxanser.nta.go.jp

【市県民税】
市役所市民税課
〒662 8567 六湛寺町10 3
☎0798・35・3214

所得税

申告・納税は3月17日まで

しく計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

次の条件に該当する人は昨年中の所得金額と税額を計算し、3月17日までに西宮税務署へ申告と納税をしてください。

①事業所得や不動産所得などのある人で、昨年中の所得の合計額から、控除合計額を差し引き、その残額を基に計算した税額が配当控除額と定率減税額との合計額よりも多い人

②給与所得者で、給与の年収が2000万円を超え、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人、2力所以上から給与を受けている人など

③土地、建物、ゴルフ会員権などを売却した人

受付期間中、税務署窓口は大変混雑しますので、下表の相談会場もご利用ください。相談会場でも申告書

の提出ができます。この確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

事業所得など申告は青色で

医療費控除など還付申告を

所得税を源泉徴収された人で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受け、退職して年末調整を受けていない人は、確定申告をする税金が還付される場合があります。

事業所得や不動産所得のある人は、青色申告をすることにより、様々な特典を受けることができます。3月17日までに「所得税の青色申告承認申請書」を提出すると、平成15年分の確定申告を青色申告することができます。

消費税

申告・納税は3月31日まで

手引きなどを参考にすると簡単に記入できます。できるだけ早めに作成し、提出してください。

事業所得や不動産所得がある人で、平成12年分の課税売上高が3000万円を

固定資産縦覧帳簿の縦覧

税制改正により縦覧制度が変わります

市は、平成15年度の固定資産縦覧帳簿を、資産税課(市役所本庁舎2階)と北部税務課(塩瀬支所内・山口支所内)で縦覧します。なお、税制改正により、縦覧期間が延長されます。問合せは資産税課(0798・35・3269)北の代理人

申告書は郵送でも受付

添付書類など忘れずに

所得税と市県民税の申告の各相談・受付会場は、混雑することが予想されます。ぜひご利用ください(郵送先は上欄参照)。

市県民税

申告は3月17日までに市県民税・各支所へ

平成15年1月1日現在、市内に住んでいる人で、次の条件に該当する人は、3月17日までに市県民税・各支所へ市県民税の申告をしてください(所得税の確定申告をする人は、この申告をする必要はありません)。

①昨年中の合計所得金額が33万円を超える人

②株式などの配当所得がある人で、所得税について源泉分離課税を選択したため、確定申告をしない人

③給与所得者で、勤務金などの所得のみの人で、

借地・借家人等も課税台帳の閲覧が可能に

【持参するもの】運転免許証や健康保険証、平成14年度納税通知書など本人と確認できるもの。代理人の場合は、委任状も必要となります。

便利で安心口座振替ご利用を

税金の納付には、口座振替が便利です。金融機関へ出向く必要がなく、納め忘れの心配もありません。ぜひご利用ください。

軽自動車税

廃車・譲渡などの手続きは3月中旬

軽自動車税は、4月1日現在で、単車や軽自動車などを所有している人に、1年分の税金がかかります。廃車や譲渡などにより、所有していないのに手続きを済ませていない人は、3月中旬に済ませてください。手続きのない場合、平成15年度も引き続き課税されます。

市県民税の申告受付会場

Table with columns: 会場, 開設期間, 受付時間. Lists various locations like 市民税課, 北部税務課, etc.

土・日曜を除く 各会場へは電車・バスなどでご来場ください

問合せは税務管理課(0798・35・3209)へ。

相談会場もご利用ください

所得税の確定申告相談会場

Table with columns: 会場, 開設期間, 時間. Lists consultation venues like JA Himeji, Nishinomiya Chamber of Commerce, etc.

土・日曜、祝日を除く 不動産や株式の譲渡、贈与税などについては、西宮税務署資産課税部門でご相談ください(2月17日以降、アピアホールでの相談可) 来場者多数の場合、途中で受付を終了することがあります 各会場には駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください